

○ 男鹿地区消防一部事務組合管理者の  
専決処分事項の指定について

平成 16 年 12 月 22 日 議決

平成 16 年 12 月 24 日 公布

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の規定に基づき、下記の事項に関し、  
管理者において専決処分できるものとして指定する。

記

秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更のうち、この組合加入地方公共団体以外  
の地方公共団体が新たに加入し、又は脱退し、あるいはこの組合加入地方公共団体の  
名称を変更する場合の一部変更に関すること。

附 則

この専決処分事項の指定は、公布の日から施行する。